

久喜市議会

令和5年9月定例会議

議員提出追加議案

(令和5年9月13日上程)

## 議 案 目 録

意見第 6 号	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書	1
意見第 7 号	トリチウムおよびその他の放射性核種を含む福島第 1 原発 処理水の海洋放出強行に抗議し即時中止を求める意見書	3
意見第 8 号	現行の健康保険証廃止方針の見直しを求める意見書	5
意見第 9 号	アスベスト対策の拡充を求める意見書	7

意見第6号

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2023年9月13日

提出者 久喜市議会議員  
杉野修  
石田利春  
賛成者 久喜市議会議員  
川辺美信  
渡辺昌代

久喜市議会議長 上條哲弘 様

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

2021年の1月22日に国連で、核兵器を違法とする初めての国際法規である「核兵器禁止条約」が発効された。この条約では、核兵器の保有だけでなく、開発、製造、実験、貯蔵、移転も禁止している。2022年6月に開催された締約国会議にはNATO（北大西洋条約機構）加盟国も、多くの国がオブザーバーとして参加した。2023年1月の時点で、条約を批准した国は68か国に、署名国は92か国に達している。世界はいま、「核兵器をなくす」という希望に向かって進んでいるのである。

今なお、世界には戦火の絶えない地域が存在している。中でも、ロシアによるウクライナ侵略から1年以上が経過したが、残念ながらロシアから「核兵器使用の威嚇」が平然と行われている。核兵器保有国が他国を脅し、使用を前提にして核兵器を保有している限り、世界の平和は脅かされ続けている。

軍事拡大、軍事緊張がエスカレートしてゆけば、その行きつく先は「有事＝戦争」である。アメリカのシンクタンクでは、「台湾有事」の際、日本の自衛隊から多くの被害が出るというシミュレーションが示されている。日本の平和は岐路に立たされている。

しかしながら、広島で開かれた主要7か国首脳会議、(G7広島サミット)では、打ち出した「広島ビジョン」には、核兵器をなくすための具体策や展望は示されず、逆に核兵器保有によって戦争を防ぐことができる、との「核抑止論」を肯定する文言が盛り

込まれてしまった。それを受けて、被爆者のみなさんからは失望と怒りの声が上がっている。

核保有国との橋渡しをすると言うのであれば、率先して核兵器禁止条約への署名をした上で、核保有国に対して、署名を促してこそ説得力が増すというものである。

日本は、戦争被爆を2度も経験した、世界でただ一つの国として核兵器禁止を世界に発信すべき立場にある。久喜市も加盟する平和首長会議では、「核兵器のない平和な世界の実現に向けた大きな潮流をつくること」をめざしており、いまこそ、下記のことを国に対して求めるものである。

## 記

### 1 日本政府は核兵器禁止条約への署名・批准を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣      あて  
外 務 大 臣

意見第7号

トリチウムおよびその他の放射性核種を含む福島第1原発処理水の海洋放出強行に抗議し即時中止を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2023年9月13日

提出者 久喜市議会議員  
川 辺 美 信  
賛成者 久喜市議会議員  
杉 野 修  
田 村 栄 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

トリチウムおよびその他の放射性核種を含む福島第1原発処理水の海洋放出強行に抗議し即時中止を求める意見書

2023年8月24日、政府と東京電力は福島第1原発事故によるALPS（多核種除去設備）処理水の海洋放出を強行した。

漁業者はもとより国民の反対や懸念があるなか、2015年に政府と東京電力が福島県漁業協同組合連合会に対して「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」と約束していたにもかかわらず、岸田首相は一方向的に「一定の理解が得られた」として、相互の理解がなされていないまま海洋放出を強行したことに強い憤りとともに抗議する。

ALPS処理水は、原発事故を起こした原子炉から発生している放射能汚染水を処理したものであり、通常原発から放出されているトリチウム水とは違うものである。ALPS処理すればトリチウム以外は除去可能とされているが、トリチウムや放射性炭素のほか、定量確認できていない人工放射性核種や毒性化学物質の含有可能性が残る水を、今後30年間に渡り福島県沖に海洋放出すれば、海洋環境への影響ははかり知れない。しかも、廃炉の完了が見通せないことから、30年後も放出され続ける懸念さえある。

豊かな海を次世代に引き継ぐためにも、海洋放出を即時中止し陸上保管に切り替えることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
復興大臣  
原子力規制委員会委員長

あて

意見第8号

現行の健康保険証廃止方針の見直しを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2023年9月13日

提出者 久喜市議会議員  
猪股和雄  
渡辺昌代  
賛成者 久喜市議会議員  
田村栄子  
川辺美信  
宮崎亜希

久喜市議会議長 上條哲弘 様

現行の健康保険証廃止方針の見直しを求める意見書

政府はマイナンバーカードと健康保険証を一体化し、現行の健康保険証を来年秋に廃止することを決定した。しかしマイナンバーカードの取得はあくまでも任意であって、本来、「マイナ保険証」を強制することはできない。また20%以上の国民がマイナンバーカードを保有していない（7月末現在の保有率71%）状態で、現行の健康保険証を廃止すれば、国民皆保険制度が機能しなくなる恐れもある。

マイナ保険証によるオンライン資格確認で他人の情報がひもづけられていたケースが多数あったが、それができてしまうこと自体がシステムの欠陥と言わざるを得ない。また医療機関窓口で、通信エラーや本人確認ができないなどのトラブルが多発していることは、マイナ保険証の機能不全である。こうした欠陥が明らかになった以上、このままマイナ保険証の事実上の義務化を強行することはできない。

政府はあくまでも来年秋に健康保険証を廃止する方針だが、高齢や病気などで申請が難しい方や、マイナンバーカードの紛失などによってマイナ保険証を所持しない期間が生じうる。さらに、高齢者施設等ではカードの保管や暗証番号の管理は困難と指摘されている。こうしたケースで医療機関等にかかる際に、無保険者と同様に扱われて一時的にでも自己負担が増えることは容認しがたい。

これに対して岸田首相は、マイナ保険証を所持しない被保険者に一律に資格確認書を交付し、有効期間を5年間とする考えを表明した。しかし被保険者の一部に限定し選別して資格確認書を交付するとすれば、市町村をはじめ保険者の事務的財政的負担は膨大なものとなり、新たなトラブルや混乱を生じさせかねない。また5年経過後は同じ問題を生じるであろうことは否定できない。

7月に行われたNHKの世論調査では、現行の健康保険証の「廃止方針を撤回すべき」が35%、「延期すべき」が36%を占め、与野党からも廃止方針の見直しを求める声が出されている。

よって政府は、当面、現行の健康保険証の廃止を延期して、マイナンバーカードと健康保険証の一体化方針を見直すよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣           あて  
厚生労働大臣  
デジタル大臣

意見第9号

アスベスト対策の拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年9月13日

提出者 久喜市議会議員  
奈良政宏  
新井兼  
斉藤広子  
賛成者 久喜市議会議員  
猪股和雄  
杉野修  
瀬田博文

久喜市議会議長 上條哲弘 様

アスベスト対策の拡充を求める意見書

2006年9月のアスベスト全面禁止以前に建てられた民間住宅の解体・改修工事におけるアスベスト暴露による健康被害が問題視されている。

そこで、大気汚染防止法等が改正され、2022年4月から一定規模以上の工事における事前調査結果報告の義務付けなど、建築物等の解体工事における規制が強化されることとなった。

アスベストの調査・除去費用は、工事価格に転嫁することで、建築物所有者が負担することとなるが、アスベストによる健康被害、アスベストに係る法規則の強化、アスベストの調査・除去費用の施主負担について多くの国民に認識されているとはいえない状況である。

また、調査・除去費用を完全に工事価格に転嫁できず、解体・改修工事業者の負担が増すことが懸念される。この負担を避けるために、無届けや違法工事が横行する恐れがあり、結果として国民や建設業従事者の健康被害が危惧される。

よって、国においては、アスベスト被害を国全体の課題と捉え、アスベスト対策を早急に拡充するよう強く要望する。

## 記

- 1 国民に対して、アスベストによる健康被害やアスベストに係る法規制の趣旨及びその重要性に関して、周知を徹底すること。
- 2 大気汚染防止法による建築物等の解体工事における飛散防止対策について、地方公共団体において、検査及び指導体制を強化できるよう財政支援を行うこと。
- 3 「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」について、レベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  あて  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
環境大臣